

## 資金を利用できる事業者

中小企業者又は中小企業団体で、次の要件を満たしている方です。

- ① これから脱炭素化施設等又は公害防止施設等を設置しようとする方、環境浄化対策をしようとする方、公害防止のために工場等の移転をしようとする方、ISO14001、エコアクション21など環境マネジメントシステム(EMS)の認証を取得しようとする方
- ② 愛媛県内に工場又は事業場を有する方で、6ヶ月以上引き続いて現在の事業を営んでいる方

## 融資の条件

|       |   |
|-------|---|
| 融資限度額 | 5,000万円以内   |
| 融資期間  | 10年以内(据置期間1年以内を含む。)   |
| 返済方法  | 原則として分割弁済   |
| 融資利率  | 年1.70% ただし、 <b>温暖化対策に関する事業については貸付利率が年0.50%となり、脱炭素先行地域対象エリアであれば年0.30%となります。</b> (詳細は裏面をご確認ください。) |
| 担保・保証 | 取扱金融機関所定の扱いによる  |

## 融資の対象

## 1 脱炭素化施設等

|              |                              |
|--------------|------------------------------|
| フロン類回収・処理施設  | フロン類を回収し、又は再生など処理するもの        |
| 資源リサイクル施設    | 廃棄物の再生又は資源化のための廃棄物再生利用施設     |
| 省資源・省エネルギー施設 | エネルギー使用合理化施設及び非化石エネルギー使用施設 等 |
| 低公害車         | 電気自動車、ハイブリッド自動車 等            |
| 雨水貯留施設       | 雨水を貯留し、利用する施設又は装置            |
| 温暖化対策施設      | 太陽光発電設備、省エネルギー冷暖房設備 等        |
| 緑化           | 工場又は事業場の緑地の整備又は屋上緑化 等        |
| 自転車通勤推進施設    | 自転車通勤者用の駐輪場、更衣室、シャワー室 等      |



愛媛県イメージアップキャラクター  
みきゃん

## 2 公害防止施設等

|                      |   |
|----------------------|---|
| ばい煙処理施設              | 重力沈降装置、慣性分離器、遠心力集じん装置、ろ過集じん装置、洗浄・中和又は吸着装置 等 |
| 汚水処理施設               | 沈でん又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置、吸着処理装置、貯留装置 等  |
| 騒音振動防止施設             | 防音防振装置 等                                    |
| 産業廃棄物処理施設等           | 産業廃棄物処理施設、最終処分施設、収集・運搬施設 等                  |
| 環境浄化対策               | 土壌・地下水の汚染状況の調査又は除去に要する資金 等                  |
| 公害を防止するための工場又は事業場の移転 |   |

## 3 その他

|                        |                            |
|------------------------|----------------------------|
| 環境マネジメントシステム(EMS)の認証取得 | 審査登録、委託、施設・設備等の整備 等        |
| 地域環境整備支援               | 電気自動車の充電設備、コミュニティサイクル 等    |
| 廃棄物由来再生可能エネルギーの利用促進    | 木質ペレットボイラー、木質バイオマス燃料利用機器 等 |

## 取扱金融機関

伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫

## 融資の申込手続

- ① 融資を受けようとする方は、「脱炭素化施設等整備等計画書」に添付書類を添えて、最寄りの取扱金融機関に提出してください。
- ② 金融機関から貸付けの決定を受けた方は、金融機関で所定の融資申込手続を行ってください。
- ③ 融資を受けた工事が完了したときは、「脱炭素化施設等整備等完了報告書」を取扱金融機関に提出してください。  
※融資枠の範囲内における貸付けとなります。  
※融資については、金融機関等の審査の結果、ご希望に添いかねる場合もありますので、予めご了承ください。

## 添付書類

いずれのメニューも原則として ① **仕様書** 又は **設計図** ② **見積書**  
ただし、温暖化対策に関する事業については、温室効果ガス削減効果を把握できる資料が必要です。

# 温暖化対策に関する事業については、 融資利率が **0.50%** となります！

さらに、脱炭素先行地域対象エリアであれば  
**0.30%** となります！

※今治市の脱炭素化等資金利子補給金との併用で、実質無利子で設備導入できる場合があります。対象のエリア及び設備は今治市ホームページにてご確認ください。

※担保・保証は、取扱金融機関所定の扱いによります。

※融資枠には限りがあります。お早目にお申し込みください。

※脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、日本の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、環境省が選定するものです。

## 対象となる事業

### 脱炭素化施設等の整備

対象例

- 太陽光発電施設
- 省エネルギー冷暖房設備
- LED等省エネルギー照明設備
- 二重サッシ等の遮熱設備
- 廃熱利用ボイラー
- 省資源・省エネルギー施設
- 低公害車（電気自動車等）
- 自転車通勤を推進するための駐輪場、更衣室等の設置 等

### 環境マネジメントシステム（EMS）の認証取得

対象例

- ISO14001 やエコアクション 21 などの認証取得の際、審査登録機関に支払う経費
- 認証取得に必要な業務の全部又は一部を委託する経費
- 認証取得に伴う施設、設備等の整備に要する経費 等

### 地域環境整備支援

対象例

- 電気自動車の充電設備の整備
- コミュニティサイクルの整備

いずれの事業も  
温室効果ガス  
削減効果を  
把握できる事業  
が対象です。

### 廃棄物由来再生可能エネルギーの利用促進

対象例

- 木質ペレットボイラーの設置
- 木質バイオマス燃料の利用機器の導入

愛媛県地球温暖化防止キャラクター  
ストッピー

添付資料

①仕様書又は設計図 ②見積書 ③温室効果ガス削減効果を把握できる資料 等